

(放課後児童クラブに所属していない方→住所又は今後従事する施設の所在地の市町への申込み用)

【別紙3】
(個人→市町)

下記の申込事項は、研修修了証および認定者名簿に記載する情報として必要となりますので、
誤記や記入漏れがないようご注意ください。

令和6年度三重県放課後児童支援員認定資格研修(前期) 受講申込書

フリガナ (全角カタ)			受講資格	
氏名	姓	名		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	電話番号 (ハイフンなし)	
自宅住所 (番地の数字等は半角)	〒	—		
今後従事する施設の名称				

※受講資格は、別シート「受講資格」の該当番号を選択してください。従事年数が設定されている資格(3、9、10)については、
申込時で資格を有しているかどうかご判断ください。

※申込時に受講資格確認書類(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書、卒業証明書等)の写しを提出してください。

※本申込書に記載された情報については、本研修事業の運営のため、受託事業者である一般社団法人ユマニテク教育支援センター
及び関係する自治体へ情報提供しますのでご了承ください。

●既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部について受講を免除することができます(詳細は実施要綱を参照)。
以下は、取得資格に応じた研修科目の一部受講免除を希望される場合はご記入ください。

一部科目受講免除届

免除が適用される資格等 ※右から番号を選択ください	①保育士 ②社会福祉士 ③教諭(教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者)
------------------------------	---

※申込時に、資格証等の写しを添付してください。

(お問い合わせ先・申込書提出先)
住所又は今後従事する施設の所在地の市町の放課後児童クラブ主管課

(研修事業実施主体)
三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL: 059-224-2268 FAX: 059-224-2270 メール: youhoqa@pref.mie.lg.jp

(放課後児童クラブに所属していない方→住所又は今後従事する施設の所在地の市町への申込み用)

【別紙3】
(個人→市町)

下記の申込事項は、研修修了証および認定者名簿に記載する情報として必要となりますので、
誤記や記入漏れがないようご注意ください。

令和6年度三重県放課後児童支援員認定資格研修(前期) 受講申込書

フリガナ (全角か効)	ミエ	タロウ	受講資格	1
氏名	姓 三重	名 太郎		
生年月日	昭和 50 年 5 月 5 日	電話番号 (ハイフンなし)	0592242268	
自宅住所 (番地の数字等は半角)	〒 514 — 8570	三重県津市広明町13-1		
今後従事する施設の名称	放課後児童クラブ三重			

この欄の氏名が研修終了後に発行される「修了証書」や「認定名簿」に記載されます。免許証等を十分にご確認のうえ、旧字体等にご注意ください。

※受講資格は、別シート「受講資格」の該当番号を選択してください。従事年数が設定されている資格(3、9、10)については、
申込時で資格を有しているかどうかご判断ください。

※申込時に受講資格確認書類(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書、卒業証明書等)の写しを提出してください。

※本申込書に記載された情報については、本研修事業の運営のため、受託事業者である一般社団法人ユマニテク教育支援センター
及び関係する自治体へ情報提供しますのでご了承ください。

●既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部について受講を免除することができます(詳細は実施要綱を参照)。
以下は、取得資格に応じた研修科目の一部受講免除を希望される場合の記入欄となります。

一部科目受講免除届

免除が適用される資格等 ※右から番号を選択ください	①	①保育士 ②社会福祉士 ③教諭(教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者)
------------------------------	---	---

※申込時に、資格証等の写しを添付してください。

(お問い合わせ先・申込書提出先)
住所又は今後従事する施設の所在地の市町の放課後児童クラブ主管課

(研修事業実施主体)
三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL: 059-224-2268 FAX: 059-224-2270 メール: youhoqa@pref.mie.lg.jp

【受講資格】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号に示す要件

- 1 一 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者
- 2 二 社会福祉士の資格を有する者
- 3 三 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は高等学校卒業生等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 4 四 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者
- 5 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 6 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 9 九 高等学校卒業生等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

【研修科目の一部受講免除】

適用資格内容（免除科目の詳細は、「放課後児童支援員認定資格研修」実施要綱をご参照ください。）

- ① 保育士（免除科目：2-④、2-⑤、2-⑥、2-⑦）
- ② 社会福祉士（免除科目：2-⑥、2-⑦）
- ③ 教諭（教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者）（免除科目：2-④、2-⑤）

※一部受講免除を適用する資格と本研修の受講資格は一致することになりますので、申込みの際はご注意ください。